

# 令和3年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

市民協働推進課

## 1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市中洋供用会館			
施設の所在地	青木町二丁目1-16			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	中洋地区自治会協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用会館の利用許可に関する業務</li> <li>・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務</li> <li>・防火管理に関する業務</li> </ul>			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

## 2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

## 3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料</li> <li>・冷暖房及びコンセント代を実費徴収</li> <li>・年間利用者数 のべ209人</li> </ul>

令和3年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市牛野谷供用会館			
施設の所在地	牛野谷町二丁目24-4			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	牛野谷地区自治会連合協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用会館の利用許可に関する業務</li> <li>・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務</li> <li>・防火管理に関する業務</li> </ul>			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料</li> <li>・冷暖房及びコンセント代を実費徴収</li> <li>・年間利用者数 のべ3,703人</li> </ul>

令和3年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市三笠供用会館			
施設の所在地	三笠町三丁目7-1			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	三笠町三丁目自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用会館の利用許可に関する業務</li> <li>・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務</li> <li>・防火管理に関する業務</li> </ul>			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料</li> <li>・冷暖房及びコンセント代を実費徴収</li> <li>・年間利用者数 のべ4,690人</li> </ul>

令和3年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市南岩国供用会館			
施設の所在地	南岩国町一丁目25-37			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	南天地自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用会館の利用許可に関する業務</li> <li>・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務</li> <li>・防火管理に関する業務</li> </ul>			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料</li> <li>・冷暖房及びコンセント代を実費徴収</li> <li>・年間利用者数 のべ4,075人</li> </ul>

# 令和3年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

市民協働推進課

## 1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市山手供用会館			
施設の所在地	山手町三丁目2-23			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	山手供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用会館の利用許可に関する業務</li> <li>・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務</li> <li>・防火管理に関する業務</li> </ul>			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

## 2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

## 3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料</li> <li>・冷暖房及びコンセント代を実費徴収</li> <li>・年間利用者数 のべ2,082人</li> </ul>

令和3年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市堀川供用会館			
施設の所在地	中津町一丁目12-34			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	堀川供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用会館の利用許可に関する業務</li> <li>・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務</li> <li>・防火管理に関する業務</li> </ul>			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料</li> <li>・冷暖房及びコンセント代を実費徴収</li> <li>・年間利用者数 のべ1,125人</li> </ul>

令和3年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市室の木東供用会館			
施設の所在地	立石町四丁目7-60			
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例			
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。			
指定管理者	名称	むつみ自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用会館の利用許可に関する業務</li> <li>・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務</li> <li>・防火管理に関する業務</li> </ul>			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料</li> <li>・冷暖房及びコンセント代を実費徴収</li> <li>・年間利用者数 のべ1,581人</li> </ul>

令和3年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課: 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	港町集会所			
施設の所在地	岩国市由宇町港一丁目15番23号			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与すること			
指定管理者	名称	港町自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務	①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用件数:26件・利用人数:185人

令和3年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	横道集会所			
施設の所在地	岩国市由宇町3415番地4			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与すること			
指定管理者	名称	横道自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務	①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用件数:50件・利用人数:1,707人

令和3年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課: 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	上北集会所			
施設の所在地	岩国市由宇町西三丁目15番5号			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与すること			
指定管理者	名称	上北自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務	①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用件数:38件・利用人数:278人